

令和4年竹田市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和4年10月6日(木) 午後2時00分～午後3時05分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 10番 麻生 章治 11番 工藤 明秀
12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

9番 本郷 敦子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央
農政課職員

農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第64号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 1件
議案第65号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）・・・・ 1件
議案第66号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）・・・・ 1件
議案第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・ 4件
議案第68号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・ 2件
議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・ 1件
議案第70号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件
議案第71号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について・・・・・・・・ 7件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和4年竹田市農業委員会第10回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。
それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、7番首藤徳子委員、8番工藤一美委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第24号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。

なお、1番、2番の案件は、議案第67号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第25号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、1件ありましたので報告します。

なお、1番の案件は、議案第64号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見に関連し、合意解約するものです。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第64号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 1件

議案第65号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第66号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 1件

議案第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件

議案第68号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第70号 非農地証明について 9件

議案第71号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 7件

以上、26案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第64号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第64号の農用地利用配分計画案は、先程報告第25号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第64号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。選定理由は、「地域内の担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第64号について、担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

8番工藤一美委員

〇〇〇〇について教えてください。

農政課

以前の〇〇〇〇を運営している会社になります。本社は〇〇〇〇ですが大分県に作った法人です。市内ではここだけになります。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第64号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時09分)

議長

再開します。

(14時09分)

議長

議案第65号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第65号の1番の案件は、所有者が市外に在住しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第65号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第65号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

議案第66号大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

この議案第66号の1番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田

市萩町恵良原字西原〇〇〇〇番外1筆、田1筆畑1筆、合計面積5,430平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、4,429平方メートルであり、下限面積要件を充たしています。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第66号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。田植機とコンバインは共同です。稲作・野菜中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第66号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号はこれを許可することに決定します。

議長

議案第67号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第67号は分割して質疑・採決を行います。

議長

最初に、議案第67号の3番ですが、〇〇番〇〇〇〇委員は議事参与の制限により、一時退席をお願いします。

議長

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第67号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇・〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字無田ノ口〇〇〇〇番、田2筆、合計面積7,841平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、72,502平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

議案第67号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター5台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第67号の3番について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第67号の3番について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号の3番農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを承認することに決定します。

議長

〇〇番〇〇〇〇委員はご着席下さい。

議長

続いて、議案第67号の1番、2番、4番について説明をお願いします。

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第67号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字三宅字家古屋〇〇〇〇番外2筆、田2筆畑1筆、合計面積1,634平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、1,447.21平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に、調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第67号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第67号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字山手〇〇〇〇番外7筆、田8筆、合計面積3,325平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、51,472平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

議案第67号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・花卉中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第67号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北

字由原〇〇〇〇番、田1筆、面積4,439平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,246.62平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

議案第67号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第67号の1番、2番、4番について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第67号の1番、2番、4番について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号の1番、2番、4番農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第68号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第68号の1番の案件は、申請地竹田市大字平田字尾坪〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積1,891平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、高齢のため植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で、転用行為は、令和5年4月10日までを予定しております。

す。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第68号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第68号の2番の案件は、申請地竹田市大字挾田字日久〇〇〇〇番外3筆、田4筆、合計面積2,759平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は水の供給ができなくなったため、杉を約250本植林しました。〇〇〇〇番は水の供給ができなくなったため杉を植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画です。〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の転用行為は平成28年頃すでに植林しており始末書が添付されております。〇〇〇〇番の転用行為は、令和5年3月30日までを予定しております。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第68号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第68号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第68号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第69号の1番の案件は、申請地竹田市久住町大字白丹字丸田〇〇〇〇番、面積4,067㎡の登記地目畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、畜舎及びパドックです。申請者は、父親が20頭規模の繁殖牛農家で、今回、その子が畜舎及びパドックを計画したものです。ロール置場も設置予定です。雨水については、道路側溝へ流す計画で、建設課の承諾も得ています。工事期間は、令和4年11月1日から令和5年3月1日までを予定しています。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

議案第69号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第69号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

5番佐藤隆幸委員

堆肥はどう処理しますか

事務局

堆肥については、隣接する父親所有の堆肥舎で乾燥し、自己所有の田に撒いて処理します。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第69号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第70号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第70号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字会々字上鹿口〇〇〇〇番外3筆、登記地目田4筆、合計面積1,671平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、昭和60年頃に市外に転出したため農地として管理ができなくなり、現況は山林、原野となっています。始末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第70号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字会々字上鹿口〇〇〇〇番外2筆、登記地目田2筆畑1筆、合計面積1,866平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、亡父が平成10年頃から高齢に伴い耕作を放棄したことで農地として管理ができなくなり、現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第70号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字飛田川字山手〇〇〇〇番外4筆、登記地目畑5筆、合計面積1,632.91平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、遠隔地のため農地として管理ができなくなり、昭和60年頃から放棄地となり、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第70号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字中角字舞渡〇〇〇〇番外2筆、登記地目田3筆、合計面積1,004平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、機械等の搬入ができず、平成9年8月頃から農地として管理ができなくなり、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第70号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市荻町仏面字甲賀山〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積1,398平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、農地として管理ができなくなり、平成9年3月頃に杉を植林し、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第70号の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字白丹字丸山〇〇〇〇番外2筆、登記地目田3筆、合計面積1,456平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、農地

として管理ができなくなり、平成11年頃から放棄地となり、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

6番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、7番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第70号の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字白丹字麻柄〇〇〇〇番外1筆、登記地目田2筆、合計面積5,082平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、水がなく日当たりも悪いため農地として管理ができなくなり、昭和60年4月頃から放棄地となり、現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

7番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、8番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第70号の8番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字有氏字フヨギ〇〇〇〇番外1筆、登記地目畑2筆、合計面積2,667平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、獣害がひどく農地として管理ができなくなり、平成14年頃から放棄地となり、現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

8番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、9番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第70号の9番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字馬門〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積3,331平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、農道が狭く周囲が山に囲まれた農地であり、昭和48年3月頃にスギ、ヒノキを植林し、現況は山林となっております。始末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

9番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第70号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第70号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第70号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第71号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局

議案第71号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字枝字眞米〇〇〇〇番、田1筆、面積515平方メートルを、「中山間地域等直接支払事業に取り組むため」編入する計画の農地です。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の2番から5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第71号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字岩瀬字イワセ〇〇〇〇番、面積56平方メートルを、「県営経営体育成基盤整備事業（松本地区）のため」編入する計画の農地です。

議案第71号の1の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字岩瀬字ワタ〇〇〇〇番、面積277平方メートルを、「県営経営体育成基盤整備事業（松本地区）のため」編入する計画の農地です。

議案第71号の1の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字穴井迫字ナカシマ〇〇〇〇番外1筆、合計面積229平方メートルを、「県営経営体育成基盤整備事業（松本地区）のため」編入する計画の農地です。

議案第71号の1の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字穴井迫字ナカシマ〇〇〇〇番、面積8.74平方メートルを、「県営経営体育成基盤整備事業（松本地区）のため」編入する計画の農地です。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

2番から5番の調査報告をします。

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の6番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第71号の1の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字市用字代〇〇〇〇番外2筆、合計面積3,036平方メートルを、「中山間地域等直接支払事業に取り組むため」編入する計画の農地です。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の7番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第71号の1の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字上坂田字下河原〇〇〇〇番、面積429平方メートルを、「中山間地域等直接支払事業に取り組むため」編入する計画の農地です。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

只今、議案第71号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第71号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第10回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時05分)

令和4年10月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....